

登別市障害児地域療育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 登別市における障害児の早期発見、早期療育等を、関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、登別市障害児地域療育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 障害児療育にかかる実態及び療育ニーズの把握
- (2) 各療育機関の機能分担、連絡調整などによる効果的療育サービスの推進
- (3) 療育推進のための住民啓発及び療育等関係職員の研修
- (4) その他、目的達成に必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 登別市職員
- (2) 北海道室蘭保健所職員
- (3) 北海道室蘭児童相談所職員
- (4) 幌別小学校言語治療教室担当教員
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、登別市福祉事務所に置く。

(補則)

第8条 この訓令に規定するもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成3年訓令第15号)

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令第3号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年訓令第3号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。